

木造住宅耐震診断支援事業のご案内

東北町では、震災に強いまちづくりを推進することを目的とし、木造住宅の耐震診断を希望する方に、費用の一部を補助し耐震診断員を派遣します。

○対象住宅（下記の全ての要件が該当する住宅）

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、かつ、昭和 56 年 6 月以降に増改築していないこと。
- ・一戸建て専用住宅又は併用住宅であること。
(併用住宅→延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅用、かつ、その他の用途部分の床面積が 50 m²以下に限る。)
- ・地上階数が 2 以下であること。
- ・在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- ・現に所有、かつ、居住していること。
- ・原則として、延べ面積が 200 m²以下であること。
(ただし、延べ面積が 200 m²を超える場合は、申込者負担の増額で対応する。)
- ・建築基準法に違反していないこと。

○対象となる方

- ・対象住宅の所有者で、町税等の滞納のない方
(対象住宅が共有の場合は、共有者のうち 1 人をいう。)

○診断費用

(単位：円、消費税込み)

延べ面積 (一戸あたり)	診断費用総額	公的負担限度額	申込者負担額
200 m ² 以下を診断対象とする。	118,000 円	110,000 円	8,000 円

※延べ面積が 200 m²を超える場合の増額は、申込者の負担とする。

(延べ面積 200 m²を超える場合、50 m²増加するごとに 17,000 円を加算する。)

○募集期間

- ・令和元年 6 月 3 日（月）から令和元年 11 月 29 日（金）まで

○その他

- ・耐震診断員の派遣は、当該住宅 1 回に限ります。又、予算の範囲内で先着順の決定となります。

●お問合せ先 東北町役場 建設課 0176-56-3111（内線：651）